

行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

行政手続条例の一部を改正する条例

行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 審査請求、<u>異議申立て</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章若しくは行政手続法（平成5年法律第88号）第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった<u>ことのある者</u></p> <p>(5)・(6) [略]</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 審査請求、<u>再調査の請求</u>その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章若しくは行政手続法（平成5年法律第88号）第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導</p> <p>(聴聞の主宰)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった者</p> <p>(5)・(6) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。